

貸金の貸付けが行われている。

このため国は、資金の貸付けの事業を行う都道府県に対し、貸付資金の造成に必要な経費の一部2億5,467万円（補助率3分の2）を補助した。

また、6年度においては、団地間伐促進資金の面積要件の特例適用期限を5年延長する等制度改正を行った。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

近年における我が国の林業及び林産業を巡る厳しい状況を打開すると同時に、森林及び林産物の利用に対する国民の多様化・高度化する要請に応えていくため、その基盤となる技術に関する広範多岐にわたる試験研究及び技術開発を総合的に推進している。

試験研究に当たっては、国と都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球的規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 国の試験研究

森林総合研究所を中心に推進している国の試験研究は、基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多面的機能の解明と公益性の維持・増進、
- ② 森林生産力の増強と林業における生産性の向上、
- ③ 地域における林業の発展と森林の多面的利用技術の高度化、
- ④ 木質系資源の有効利用技術の向上と新用途開発、
- ⑤ 森林生物機能の開発と利用による技術革新についての試験研究を行うとともに、国際研究協力の推進に努めた。

これら試験研究を実施するために6年度の運営に要した経費は、68億9,180万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府

県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

高性能林業機械化による、新たな作業システムを確立するため、これまでも我が国の地形等に適応した高性能林業機械の開発を行ってきたところであるが、平成6年度は伐出用の高性能林業機械として台風被害木処理等にも対応可能なフェラーバンチャヘッドの開発を完了した。また引き続き半脚式伐倒機械の改良等を行うとともに、新たにロングブーム型高性能林業機械、地形追従型高知能林業機械、高性能林業機械トレーニングシミュレーターの開発に取り組んだ。育林用の高性能林業機械については、既成造林地タイプを開発完了、新生造林地タイプ、急傾斜地タイプ、植付機械についてそれぞれ設計、改良等を実施するとともに、新たに自律分散型機械の開発に取り組んだ。

また、林業機械による労働災害の防止、生産性の向上等を目的として、林業災害防止に有効な作業機械等の応用開発と高性能林業機械等の普及定着のための情報提供、展示会等に対して林業労働力対策費補助金による助成を実施した。

更に、間伐の促進に資するため、高性能林業機械を用いた新しい間伐作業システムを開発する事業を実施した。

木材の新規用途開発、熱帯林の再生を図るため、技術研究組合が行う、①木材のプレス成形や射出成形を可能とする熱可塑性・液化技術の開発及びその利用技術の開発、②電磁波遮蔽性等新たな機能の付加を目的とする木材と他材料との複合化技術の開発、③樹木に含まれる希少成分を副作用の少ない薬品等として利用する技術の開発、④苗木の多量増殖技術など熱帯林の再生に係る技術の開発の促進に対し助成した。

社会問題化しているスギ等の花粉症について林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

更に松くい虫対策として天敵利用等による防除システムの開発を進めた。

沼田林業機械化センターにおいては、都道府県等の機械技術指導者に対する研修を行った。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする

森林・林業への理解等と啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、6年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業後継者育成対策等事業

ア もりの学園整備事業

林業普及指導事業との連携のもとハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に一般市民に対する森林・林業の教育を推進するため、森林・林業の学習ができる拠点施設として森林と展示施設からなる滞在型の「もりの学園」を整備することにつき都道府県に助成した。

イ 林業後継者の育成確保

次代の林業を担う後継者の育成確保を図るため、全国、都道府県、市町村の各段階で総合的な後継者育成対策を実施した。

(ア) 教育指導体制の整備

後継者に対する教育指導体制を整備するため、後継者対策の基本方針を検討・立案する「推進会議」の開催、後継者の指導に当たる「指導林家」の活動促進、後継者等が森林・林業に関する総合的な技術・知識を習得するための「林業教室」の実施につき都道府県に助成した。

(イ) 交流学習活動の推進

後継者等の自主的なグループ活動を促進するため、都道府県においては「学習活動」、「青年林業士等の活動促進」、市町村においては「地域活動」を実施することにつき助成した。

(ウ) 林業技術指導者の育成促進

地域林業を推進するため、中核的役割を果たす指導者を育成するとともに、技術的業務にかかる専門的資格者を養成することにつき民間団体に助成した。

(エ) 普及情報提供事業

適切かつ積極的な林業、特用林産の経営活動の展開に資するため、それらに関する経営・技術情報を収集し、全国の普及指導職員、市町村、森林組合等に対して迅速に提供することにつき民間団体に助成した。

(オ) 地域林業青年活動促進事業

地域林業のリーダートとなる人材の育成確保と地域林業の活性化を図るため、川上から川下に至る青年林業者による青年林業会議所を設置し、経営能力向上のための研修、地域林業活性化ビジョンの作成、先駆的地域活動を推進するとともに、全国ネットワーク化構築のためのプログラム作成等につき民間団体に助成し

た。

(カ) 普及活動高度化特別対策事業

普及指導職員及び地域の指導的林業者の資質を向上するため、国内・外の企業や研究機関等を活用した長期・集中的な研修等を実施するとともに、最新の試験研究成果等を踏まえた高度技術の現地適応化試験等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

(キ) 林業後継者・婦人活動促進事業

林業後継者の育成確保を一層強化するため、地域における指導的かつ中核的役割を担う林業後継者グループの地域振興に対する意欲の高揚を図るための山村と都市との交流活動の促進、地域性を活かした生産活動の充実、研究実践活動を促進するとともに、女性の能力活用等による林業の活性化を図るための女性の学習活動・地域活動等を推進することにつき都道府県及び市町村に助成した。

(ク) 森林・林業普及啓発推進総合対策事業

21世紀の森林を担う人材を養成確保するため、森林普及啓発情報の収集・提供、小中高校の児童生徒が林業体験、自然観察等を実施するための体験学習の森の整備、林業高校生等を対象とした林業機械等の実働展示及び林業後継者が自ら行っている技術開発を推進することにつき都道府県及び都道府県林業改良普及協会等に助成した。

(2) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と経営改善

国有林野事業は、林野庁所管の国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、高度経済成長期においては木材需要の拡大に対応して丸太を増産し、また、最近においては公益的機能の高度発揮への要請に対応して自然環境の保全を考慮した森林施業を実施するなど、それぞれの時代の要請に対応した事業運営を行い、多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応じて、①国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の森林のもつ公益的

機能の高度発揮、②林産物の計画的、持続的供給、③国有林野事業の諸活動とこれに関連する地域の産業活動等を通じた農山村地域の振興への寄与など、我が国森林・林業の中核的存在として国民経済と国民生活において、重要な役割を果たしている。

国有林野は、国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる761万haに及び、民有林に比べ学術研究や風致上重要な天然林等が多く存在している。また、その大部分がせきりょう山脈に広く位置していることなどから、公益的機能の発揮を特に重視すべき森林が多い。

これらの国有林野を管理経営する組織としては、中央機関として林野庁、地方機関として営林（支）局、営林署、更に現場組織として森林事務所、事業所等が設置されている。

国有林野事業は、このような経営基盤の組織の下に特別会計制度としてその使命を果たしてきたところであるが、昭和50年代以降財務状況が悪化し、連年損失を計上するに至ったため、昭和53年に「国有林野事業改善特別措置法」を制定し、以来同法に基づき、「国有林野事業の改善に関する計画」を定め、以降数次にわたり計画の見直しを行い、①適切な森林施業の推進、②事業運営の効率化、③要員規模の適正化、④組織機構の簡素化・合理化、⑤自己収入の確保等、経営の全般にわたり改善を進めてきたところである。しかし、資源的制約と自然保護への配慮等により伐採量を減少せざるを得ないこと、長期にわたる木材価格の低迷により林産物収入が増大しないこと、借入金の利子・償還金が年々増大しつつあること、要員がなお調整過程にあることなどから、経営は依然として厳しい状況にあり、このまま推移すれば将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難な状況になっている。

このため、平成2年12月の林政審議会答申及び閣議了解とされた国有林野事業経営改善大綱を受け、平成3年5月に改正された国有林野事業改善特別措置法に基づき、同年7月に新たな「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し、この新たな改善計画に基づき、平成22年度までに国有林野事業の収支の均衡等その経営の健全性を確立することを目標に、組織の簡素化・合理化、要員規模の適正化等経営改善に取り組んでいるところである。

新たな改善計画の概要は、民有林・国有林を通じて、流域を基本的単位とし、上下流間の連携強化を図りつつ関係者の総意の下にその流域の特質に応じた森林整備、林業生産等を進める森林の「流域管理システム」の下で、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、

木材生産林に区分し国有林の機能類型に対応した森林の管理経営を行うことを基本的方針として、森林の整備目標を達成することとしている。また、自主的改善努力を徹底するとともに、適切な累積債務対策を講じ、平成12年度までに計上事業部門の収支均衡を達成することとしている。このため、累積債務を経常事業部門と区分し、①経常事業部門については、事業の民間実行の徹底、要員規模の適正化、組織機構の一層の簡素・合理化、自己収入の拡大、一般会計繰り入れなどの措置を講ずることにより改善期間内に借入金に依存しない経営体質に転化する、②累積債務については、林野・土地等資産の徹底した見直しによる売り払い収入の拡大を図り、その縮減・解消に努めることとしている。

平成6年度は、この新たな改善計画に基づき、以下の事業を中心に経営改善を推進した。

(1) 要員の規模については、定年前退職、省庁間配置転換、地方公共団体への出向の促進等の措置を講ずることにより、2,500人の縮減を図り、平成6年度末要員規模は約2万人となった。

(2) 組織機構の簡素化・合理化については、全国で38営林署を統合するとともに、その改組組織として、

○ 国有林野を利用して行う技術開発、指導普及等の業務を行うため、各営林（支）局に森林技術センター

○ 世界自然遺産に指定された屋久島の保全と利用を適切に進めるため、屋久島森林環境保全センター

をそれぞれ設置したほか、必要に応じ森林の特定の機能発揮に係る業務を行う森林管理センター、森林経営センター等への改組を行った。

また、本庁の3係、営林（支）局の28系の統廃合、87森林事務所の統合、92事業所の縮減等を実施した。

(3) 収入の確保については、木材情報の的確な把握に努めつつ、需要動向に応じた機動的生産・販売の推進等企業的な感覚を持った販売活動を展開し、また、森林空間の総合利用等の展開による収入の確保にも積極的に努めた。

(4) 経常事業部門と区分し処理することとした累積債務については、林野・土地等の資産の処分による自己収入を充当したが、以上の対策を講じていなお不足する費用については、別途財源措置を講じ、累積債務の処理に充てたところである。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林野から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

6年度に国有林野で伐採された立木は826万㎡で、その伐採量のうち立木販売等に係るもの524万㎡、丸太生産の資材としたもの302万㎡であった。

また、官行造林地からの官収分は21万㎡であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等ユーザーのニーズにそって安定的・持続的に供給すること、立木から丸太を生産することにより付加価値を増大させ収入を確保すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効率的な事業実行に努めている。

6年度は、248万㎡の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、6年度は林道事業に一般会計から111億2,000万円の繰入れを行い、505kmの林道新設等の事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び未立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、6年度は一般会計より113億6,200万円の繰入れを行い、新植植付7千ha、育成天然林造成2万1千ha、保育27万84ha等の事業を行った。

(5) 種 苗 事 業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木

を生産する事業である。この事業では、種子穂の採取、まき付け・さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種圃、採種圃からの育種苗の生産に努めている。

なお、6年度は1,595万本の苗木の払出しを行った。

(6) 国有林野内直轄治山事業

国有林野内直轄治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業五箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。6年度においては、第八次治山事業五箇年計画（平成4～8年度）の3年度目として、全額一般会計により事業費361億円をもって実施した。

(7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万4千km、境界点数約353万5千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界確定、図根測量、境界測量及び境界検測を最優先事業として実施した。なお、6年度の実績は表37のとおりである。

表37 6年度国有林野の測定事業実績

境 界 確 定	14km
図 根 測 量	56点
境 界 測 量	303km
境 界 検 測	740km
境界検測・改設	4,063点
境 界 巡 検	38,986km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山事業が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。国有林野事業勘定の6年度の決算額は歳入5,678億円、歳出5,977億円であり、299億円の歳出超過となった。

(1) 歳 入 歳 出

6年度予算は歳入5,973億円で造林及び林道投資等

のための借入金3,136億円及び一般会計より受入445億円を含み、また、歳出、5,973億円であった。

(ア) 歳入の部

収納済歳入額は5,678億円であって、これを歳入予算額に比べると295億円の減少となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入においては林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため252億円減少し、林野等売払代においては不要存置林野の売払面積が予定より多かったこと等のため92億円増加したものの土地の売払面積が予定より少なかったこと等のため246億円減少し差引き154億円減少した。また雑収入においては森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため119億円減少した。

(イ) 歳出の部

歳出予算現額は6,827億円であって、その内容は歳出

予算額5,973億円、前年度繰越額854億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は5,977億円、翌年度繰越額501億円であって、不用額349億円である。翌年度繰越額は法第16条1項の規定による支出未済繰越額459億円及び明許繰越額42億円である。不用額は林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損 益 計 算

総収益額2,088億円に対し、総費用額3,330億円となっており、差引き1,242億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を5年度の損益計算上の損失1,066億円と比べると176億円の増加となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物の売上高が、販売数量の減少等により179億円、林野等売払収入が売払単価が低下したこと等により149億円、雑収入が森林空間総合利用事業収入等の減少で6億円減少した。費用においては、支払利子が長期借入金の累積の増大に伴い72億円、雑損が5億円増加したが、経営費で122億円、一般管理費及販売費で59億円、減価償却費で36億円、資産除却損で5億円減少した。(表38, 39)

4 国有林野の活用等

国有林野の事業は林業基本法(昭和39年法律第161号)第4条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は6年度末現在で次のとおりである。

農業用活用決定面積	5万5千ha
林業用活用決定面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け、分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は6年度末現在で、貸付使用面積8万1千ha、分収造林契約面積13万2千ha、共用林野契約面積166万2千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に導入され、制度

表38 損益計算書
(6年4月1日から7年3月31日まで)

損 失		利 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	1,096	売 上 高	1,097
治山事業費	160	林野等売払 収 入	535
一般管理費 及 販 売 費	623	雑 収 入	120
減価償却費	484	一般会計よ り 受 入	176
		森林保全 経費等財 源 受 入	36
資産除却損	55	利子財源 受 入	139
支払利子	903	治山勘定よ り 受 入	160
雑 損	9	雑 益	0
		本年度損失	1,242
計	3,330	計	3,330

表39 貸借対照表
(7年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流動資産	772	借入資本	32,066
固定資産	64,335	自己資本	46,799
繰越欠損金	12,516		
本年度損失	1,242		
計	78,865	計	78,865

(注) 計は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

化が図られたところであり、それ以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の資源の整備充実を図り経営改善に資することを旨として、積極的に実施しているところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分並びに国が行う保育及び管理に要する費用を負担してもらい、伐採時における収益を国と契約者で分収するものとしている。なお、6年度末現在における契約状況は、次のとおりである。

契約面積	23,143 (ha)
契約口数	90,824 (口)
契約者数	77,088 (人)
収入	44,069 (百万円)

(3) 森林空間総合利用事業

国有林野事業においては、近年の森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させ、新たな事業分野として積極的に展開しつつ、併せて地域振興に寄与することとしている。「レクリエーションの森」については、国有林野内の自然環境に恵まれた地域を選定し、計画的かつ適切な森林レクリエーション事業を実施している。また、森林空間や温泉資源を積極的に活用し、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を整備するとともに、都市と農山村との交流を促進し、もって国民の福祉の増進、森林・林業の活性化、地域の振興等に寄与するものとして、「ヒューマン・グリーン・プラン」を推進している。6年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,277箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	167箇所
・森林スポーツ林	77箇所
・野外スポーツ地域	250箇所
・風景林	572箇所
・風致探勝林	120箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定箇所	26箇所

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は6年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
林野整備による買入面積	5万ha

5 国有林野事業の労働事情

国有林野事業については、平成3年7月に策定された新たな改善計画に即し経営改善を進めているところである。

平成6年度は、新たな改善計画の4年目となり、今後の経営改善を推進していく上で極めて重要な年度となると位置づけ、経営の健全性の早期確立への努力、要員規模の適正化への一層の取り組み、簡素で合理的な組織の下での効率的な事業実行等最大限の自主的改善努力を行うこととし、事業運営に当たっては、営林（支）局ごとに目標を定め、企業的な感覚の下に創意工夫を凝らし、最大限の収入の確保と効率的な事業実行に努めるとともに、これまで以上に開かれた国有林として地域社会等との連携を図りつつ、国民全体の国有林野事業に対する一層の理解と協力の確保に努めることとした。

このような情勢の中で、全林野、日林労の両労働組合は、要員問題、組織機構の統廃合問題等を重点課題として取り組むとともに、新賃金、期末手当等経済要求についても精力的に取り組んだ。

以下、国有林野事業に関する労働事情の動向を要約する。

○国有林野事業の経営改善事業

自主的改善努力の推進の観点から、要員については、平成5年度末2万人規模に替わる平成6年度以降の新たな要員規模の達成に向けた適正化、組織機構の統合については、38営林署の統合・改組等に取り組んだところである。

こうした状況の中にあって、全林野労働組合は、9月1日～3日に開催した第47回定期全国大会において、国有林野事業を拡充し国土保全・環境時代に対応した森林づくり、山村振興への寄与、民・国一体となった流域管理システムの推進による地域林業の活性化をめざすとしたなかで、(1)国有林野事業の再建については、社会情勢変化に対応した改善計画の見直し実現。(2)森林の環境資源・保全に対応する適切な施業管理の実施。(3)組織機構の改編については、地域林業に寄与できる組織の存続と機能の充実実現。(4)要員については、当面1万7千人国有の堅持と新規採用枠の拡大実現。(5)財政再建については、森林の公益的機能に対する一般会計繰入拡充の実現等の方針を決定し、これらの運動を連立与党対策、自治体要請等も実施しながら取り組みを展開した。

さらに、2月21日～22日開催した第103回中央委員会において、全林野の「国有林野事業の民主的再建構想

（ビジョン）」を確定し、この基本的方針の基に取り組みを展開した。

一方、日本林業労働組合は10月24日～25日に開催した第36回定期全国大会において「豊かな緑の再生と国有林野事業の経営改善に関する政策」を基本に、(1)森林を「社会資本」として位置付け国有林野事業の役割を評価し、財政の枠組み見直しによる一般会計の導入拡大を図る。(2)組織機構については流域管理・機能類型に対応した経営改善に資する組織を求め、38営林署の統合・改組、センター化については、地元の要請等にも配慮しつつ、組織の機能が発揮できる体制となるように対応する。(3)将来要員規模については、国有林野事業を推進するに必要な組織・事業に対応した要員を求めつつ、女性・OA専門職を含めた新規採用の拡大を図る。(4)新分散システムへの移行、アグムスの全局導入を図るなど事務業務の簡素化と全国統一化を図る等の方針を決定し、これらに対する取り組みを展開した。

さらに、2月17日～18日に開催した第42回中央委員会においても上記の方針を再確認し、連合や関係団体との連携を図りながら、国会・自治体活動対策等に取り組みを展開した。

林野庁はこうした両労働組合の動向の中で、平成7年度末暫定要員規模17,000人に向けた要員規模の適正化に取り組むとともに、平成7年3月1日に38署の統合・改組を実施した。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林を対象に保険契約を結び、火災・気象災（風害・水害・雪害・干害・凍害及び潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

6年度末の森林国営保険の加入面積は表40のとおり92万2千haで、民有人工林の11.7%に当たっているが、年齢別にみると、Ⅰ、Ⅱ年齢（林齢1年生～10年生）の幼齡林が46万6千haで、加入面積の51%と大宗を占め、Ⅲ年齢以上（林齢11年生以上）の加入状況は

表41 歳入歳出予算額

（単位：千円）

項 目	5 年度	6 年度
森 林 保 險 収 入	13,237,637	12,791,325
保 險 料	3,331,849	3,037,168
前年度繰越資金受入	9,905,788	9,754,157
雑 収 入	790,483	719,726
歳 入 合 計	14,028,120	13,511,051
森 林 保 險 費	2,279,923	2,193,520
賠償償還及払戻金	30,130	25,599
保 險 金	2,249,793	2,167,921
森 林 保 險 業 務 費	1,439,951	1,376,644
予 備 費	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計	5,179,874	5,570,164

低くなっている。

6年度予算は前年度に引き続き加入促進強化対策事業の実施及びⅡ年齢以上（林齢6年生以上）の林分の加入促進を図るため、特別加入重点地域を設定するなど、加入拡大に努めることとし、契約面積31万7千7百ha（前年度34万百ha）、保険金額4,034億8百万円（前年度4,418億6,154万円）の契約を予定した。

これは、新規加入の獲得及び契約期間の満了となるものの継続契約の確保に努めることを前提としたうえで、最近の造林面積の減少傾向を考慮し、契約予定面積を前年度に対し約5.0%増とし、保険料の伸びを前年度に対し約0.7%増と見込んだものである。

この計画に伴う歳入は表41のとおり保険料収入30億3,716万8千円、前年度繰越資金受入れ97億5,415万7千円、預託金利息収入を主体とする雑収入7億1,972万6千円で、合計135億1,105万1千円を予定した。これは前年度歳入予算額140億2,812万円に比べ5億1,706万9千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に発生する損害のてん補に充てる支払保険金等が21億9,352万円、保険業務を運営するために必要な業務費13億7,664万4千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費20億円で、合計55億7,016万4千円を予定した。

表40 森林国営保険の年齢別加入状況（6年度末現在）

年齢	級	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積(千ha)		330	497	694	989	5,338	7,848
加入面積(千ha)		199	267	113	114	228	922
加入率(%)		60.3	53.7	16.3	11.5	4.3	11.7

2 事業の実施状況

(1) 保 険 契 約

6年度の保険契約の実績は、表42のとおり契約面積24万8千haで前年度とほぼ同じで、保険金額にあつては3,463億1,200万円、前年度比0.1%の増となっている。

表42 6年度保険契約実績

年齢級別	面 積			保 険 金 額		
	5年度 千ha	6年度 千ha	6/5 %	5年度 百万円	6年度 百万円	6/5 %
I	49	44	△10.2	48,340	43,549	△ 9.9
II	28	25	△10.9	22,599	20,058	△11.2
III	32	29	△9.1	29,236	26,361	△9.8
IV	37	36	△2.2	34,130	33,716	△1.2
V以上	112	115	2.4	211,690	222,629	5.2
計	257	248	△3.5	345,995	346,312	0.1

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから6年度中に期間満了等となるものを差し引いた6年度末の契約保有高は、面積92万ha、保険金額1兆1,941億5,200万円となったが、これは前年度に比べ、面積3.9万haの減、保険金額で151億3,900万円の減となっている。

(2) 損 害 て ん 補

6年度の災害別の保険金支払実績は、表43のとおりで11億1,008万円（面積1,593ha）である。

表43 6年度災害別てん補実績

災害別	面積 ha	てん補金 千円
火	91	62,955
風	356	424,388
水	125	113,428
雪	47	46,162
干	521	215,339
凍	363	163,874
潮	88	83,935
噴	0	0
火計	1,593	1,110,082

3 森林保険特別会計

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

6年度の収納済歳入額は124億7,091万円で、当初予算に比べ10億4,013万円の減となった。一方、支出済歳出額は23億3,573万円で、歳入歳出の差し引きは101億3,518万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額90億6,827万円を控除するので、決算上は10億6,691万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。